

# 琴浦町地域防災計画の改定について

総務課

## ■主な改正点

琴浦町地域防災計画（平成 27 年 7 月改定）を全面改定する。

鳥取県地域防災計画（平成 30 年 3 月改訂）の項目に従って全面改定を行う。

鳥取県地震調査研究委員会報告（平成 30 年 3 月 28 公表）の断層を追加し、津波最大波高及び津波浸水区域を変更した。また、避難所設置基準を見直し、指定避難所などを大幅に見直した。

## 第 1 編 総則

災害に対する意識啓発、訓練、教育について記載

今計画から「町民の責務」として日頃の備え、災害前の備え、災害後の行動を記載

## 第 2 編 災害予防

災害発生に備え、体制、避難、医療、交通、住宅などの予防・準備体制を定義

組織体制計画により、役場各課の掌握事務を記載

避難対策計画により、避難勧告などの発令基準、避難場所指定基準などを記載

指定緊急避難場所・指定避難場所の見直しを実施

	指定緊急避難場所	指定避難所
変更後	51 カ所	24 カ所
変更前	28 カ所	109 カ所
変更理由	土砂災害・洪水の危機が逼迫している中で公園や広場を緊急避難所とすることは必ずしも適切ではないことから、津波、高潮に対する避難場所以外の屋外は除外し、新たに自治公民館などの屋内施設を設定した。	ほとんどの自治公民館は耐震性を確保できないこと、土砂災害警戒区域、津波浸水区域、火災危険地域にある施設は安全性の確保から除外した。

その他、医療・輸送・物資調達供給・被災者支援計画等を定め、災害に対する各面での対応を記載

## 第 3 編 災害応急対策

災害発生時の対応、避難発令、災害対策本部等の体制を記載

国県、その他各機関との防災体制及び本町における災害対応体制を記載

- ・災害対策本部（災害が発生、災害が発生する恐れがある場合設置 役場・消防団で構成）
- ・現地災害対策本部（災害の規模その他の状況により応急対策推進のため設置）
- ・災害警戒本部（災害に対する警戒のため設置 総務課・建設課・農林水産課・上下水道課・企画情報課・消防団で構成）

本町における避難対策計画を定め、避難勧告などの発出基準などを記載

避難情報	求める行動	事象
避難準備情報・高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難開始 ・その他の人は、避難準備を開始	・河川水位観測所水位が消防団待機水位に達した場合 ・軽微な漏水・浸食が発見された場合

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した避難所への避難開始</li> <li>・避難が危険な場合は安全な場所への避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位観測所水位が氾濫注意水位に達した場合</li> <li>・異常な漏水・浸食が発見された場合</li> </ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況、未だ避難していない人は緊急に避難を開始</li> <li>・避難が危険な場合は安全な場所に避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊や溢水が発生した場合</li> <li>・各河川水位が堤防高に達するおそれが高い場合</li> <li>・異常な漏水・浸食の進行、亀裂・滑りによる決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・水門等の施設に異常がある場合</li> </ul>

避難行動をとるべき災害の種類を追加するとともに基準を記載

・災害種類：洪水・土砂災害・高潮・津波・火災・劇薬物・爆破物

その他、医療、交通・輸送、食糧・物資調査達供給、住宅対策、文教、農業、被災者支援などの計画を記載

#### 第4編 復旧・復興計画

公共施設の復旧をはじめ、被害を受けた地域の経済活動及び被災者の生活安定のため各計画を記載

#### 第5編 災害種別対策

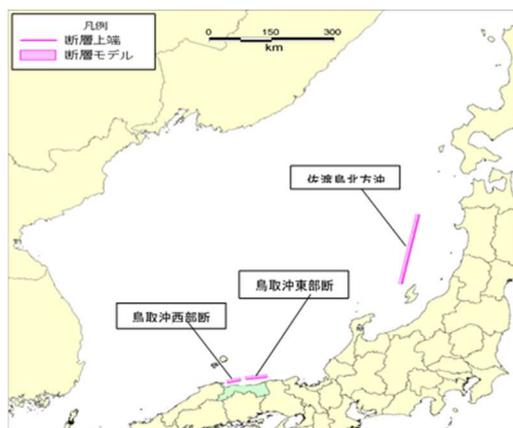
災害別に予防対策計画を策定

・地震：鳥取県地震調査研究委員会報告（平成30年3月28公表）に基づき被害を想定

・津波：鳥取県地震調査研究委員会報告（平成30年3月28公表）に基づき断層を想定し、津波高、到達時間を見直し

	F17	F24	F28	F55	佐渡北方
最大津波高	2.0m	3.2m	2.3m	2.1m	6.7m
見直し前	—	—	—	3.17m	5.53m
到達時間	123.9分	113.6分	104分	5分	95分
見直し前	—	—	—	5分	95分

\* F17・24・28 は山形県・秋田県・青森県沖の断層。F55 は鳥取県沖断層



・風水害：河川危険箇所、ダム、ため池などの管理強化

・雪害：道路交通の確保、関係団体との調整及び地域ぐるみの支援体制明記

第22表 指定緊急避難場所

記号説明：○適した場所 ×不適 -適用外

番号	地区名	避難場所	所在地	適用災害種別					備考
				土砂	洪水	地震	津波	高潮	
1	浦安	二軒屋広場	二軒屋	-	-	-	○	○	
2		TCC本局舎	逢束	○	○	○	○	○	
3		逢束子供広場	逢束	-	-	-	○	○	
4		トライアル琴浦店駐車場	逢束	-	-	-	○	○	
5		東伯文化センター	下伊勢	○	○	×	-	-	
6		上伊勢団地集会所	上伊勢	○	○	○	-	-	
7		浦安団地集会所	下伊勢	○	○	○	-	-	
8		浦安地区公民館	浦安	○	○	×	-	-	
9		白鳳館	槻下	○	○	○	-	-	
10	八橋	八橋地区公民館	八橋	○	○	×	×	×	
11		石見会館駐車場	徳万	-	-	-	○	○	
12		東伯中学校(体育館)	徳万	○	○	○	-	-	
13		コスモス琴浦店駐車場	丸尾	-	-	-	○	○	
14		一里松団地集会所	八橋	○	○	○	-	-	
15		いなのい駐車場	八橋	-	-	-	○	○	
16		八橋小学校校庭	八橋	-	-	-	○	○	
17		特別養護老人ホームみどり園	八橋	○	○	○	○	○	
18	下郷	下郷地区公民館	劬	○	○	○	-	-	
19		倉坂多目的集会所	倉坂	×	○	○	-	-	
20	上郷	上郷地区公民館	大杉	×	×	○	-	-	
21	古布庄	古布庄地区公民館	古長	○	○	○	-	-	
22		三本杉ふるさと分校	三本杉	×	○	○	-	-	
23	赤碕	ポート赤碕駐車場	別所	-	-	-	○	○	
24		みなとガーデン・若松組・みなとビル前駐車場	松谷	-	-	-	○	○	
25		松ヶ谷墓地	赤碕	-	-	-	○	○	
26		赤碕小学校校庭	赤碕	-	-	-	○	○	
27		琴浦町役場分庁舎	赤碕	○	○	○	○	○	
28		旧母子寮跡地	赤碕	-	-	-	○	○	
29		船望台団地集会所	別所	○	○	○	-	-	
30		松ヶ丘集会所	松谷	○	○	○	-	-	
31		赤碕地区公民館	赤碕	×	○	×	×	×	
32		赤碕ふれあい交流会館	赤碕	○	○	○	-	-	
33	安田	安田地区公民館	籠津	○	○	×	-	-	
34	成美	上野集会所	赤碕	○	○	×	-	-	
35		緑団地集会所	光	○	○	×	-	-	
36		成美地区公民館	佐崎	○	○	×	-	-	
37		東山団地集会所	出上	○	○	×	-	-	
38		赤碕文化センター	出上	○	○	○	-	-	

番号	地区名	避難場所	所在地	適用災害種別					備考
				土砂	洪水	地震	津波	高潮	
39	成美	桜ヶ丘地区会館	出上	○	○	×	-	-	
40		東桜ヶ丘地区会館	出上	○	○	×	-	-	
41		城山団地集会所	太一垣	○	○	○	-	-	
42	以西	以西地区公民館	宮木	○	○	×	-	-	
43		農村集落多目的施設	山川木地	×	○	○	-	-	
44		山川農業構造改善センター	山川	×	○	○	-	-	
45		竹内研修集会施設	竹内	○	○	○	-	-	
46		宮木研修集会施設	宮木	×	○	○	-	-	
47		国実研修集会施設	国実	×	○	○	-	-	
48		大熊研修集会施設	大熊	○	○	○	-	-	
49		大父木地研修集会施設	大父木地	○	○	○	-	-	
50		大父研修集会施設	大父	×	○	○	-	-	
51		平田ヶ平研修集会施設	大父	×	○	○	-	-	

第23表 指定避難所

番号	地区名	避難所	所在地	収容人員	備考	
1	八橋	八橋小学校(体育館)	八橋	172		
		"(校舎)		279		
2		総合体育館	田越	284		
3		平岩記念会館	田越	150		
4		琴浦町生涯学習センター	徳万	387		
		東伯中学校(体育館)	徳万	228		
5		"(校舎)		248		
6		琴浦町保健センター	徳万	65		
7		浦安	浦安小学校(体育館)	下伊勢	128	
			"(校舎)		208	
	TCC本局舎		逢束	111		
9	白鳳館	槻下	42			
10	下郷	聖郷小学校(体育館)	劬	167		
		"(校舎)		190		
		下郷地区公民館		43		
12	古布庄	旧古布庄小学校(校舎)	古長	272		
		旧古布庄小学校(体育館)	古長	106		
		古布庄地区公民館	古長	36		
14	赤碕	赤碕ふれあい交流会館	赤碕	68		
15		赤碕小学校(体育館)	赤碕	124		
		"(校舎)		203		
16		琴浦町役場分庁舎	赤碕	80		
17		農業者トレーニングセンター	赤碕	337		
18		赤碕中学校(体育館)	赤碕	257		
	"(校舎)	305				

番号	地区名	避難所	所在地	収容人員	備考
19	成美	成美地区公民館	佐崎	104	
20		船上小学校（体育館）	佐崎	168	
		”（校舎）		135	
21	安田	安田地区公民館	籠津	91	
22		旧安田小学校（体育館）	籠津	154	
		”（校舎）		224	
23	以西	以西地区公民館	宮木	70	
24		旧以西小学校（校舎）	宮木	201	
		旧以西小学校（体育館）	宮木	133	

※ 体育館、TCC（1F/3F）、まなびタウン（3F・4F）は、避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）に基づき、共用部分のスペースを考慮して延べ面積を6.6㎡で除して算出。

※ 会議室、和室等を有する避難所については、共用部分が存在することから、その部分の面積を3.3㎡で除して算出。

第24表 福祉避難所

施設名称	所在地	法人名
琴浦町社会福祉センター	琴浦町浦安 123-1	社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会
琴浦町老人福祉センター	琴浦町赤碕 1113-1	
デイサービス鈴ヶ野	琴浦町逢束 1210	医療法人社団もりもと
特別養護老人ホームみどり園	琴浦町八橋 1937	社会福祉法人 立石会
ケアハウスみどり園		
特別養護老人ホーム百寿苑	琴浦町赤碕 1061-3	社会福祉法人赤碕福祉会
陽だまりの家とうはく	琴浦町徳万 70-1	株式会社ソルヘム
介護事業所まほろば	琴浦町赤碕 1840-7	アメニティ株式会社

## わが家の防災マニュアル(平成 30 年 12 月改正版)全戸配布について

総務課

### 1 目的

災害発生時は、状況に応じて、町民一人ひとりの自発的な避難行動や助け合いが必要となってくる。このたび、防災マニュアルを改定し、全戸配布することで、町民の方に日頃から災害に備える心構えを持っていただき、自助・共助の強化を図るもの。

### 2 概要

- (1) 津波について
  - 国・県が公表した新たな断層モデル及び津波浸水想定区域の設定等を参照
  - ア 津波ハザードマップによる津波浸水ライン見直し
  - イ 津波の到達時間及び最大津波高の掲載
- (2) 避難所について
  - ア 安全面を考慮し、避難所を見直し(109ヶ所→24ヶ所)
  - イ 避難所マップに各地区の危険箇所及び避難所を地図上に掲載
- (3) 避難について
  - ア 避難勧告等の意味と住民に求める行動を具体的に掲載
  - イ 非常持出品リストや避難の注意点等を掲載

### 3 配布等について

平成 30 年 12 月 28 日 町内全戸に配布(広報等の区長配布物に併せて)  
町 HP 掲載

### 4 配布後の取組

各地区で防災マニュアルの説明会を開催

- (1) 内容の解説や活用方法を説明
- (2) 各地区の危険箇所、避難所を説明
- (3) 自主防災組織の必要性を説明(自主防災組織結成に向けた呼びかけ)